

# 沖縄県と沖縄労働局の『雇用対策協定』(概要)

## (1) 雇用対策協定締結の背景

- 沖縄経済が回復している現在、「産業」と「雇用」の好循環を実現させ、**県経済の持続的発展と県民生活の向上**を図っていく必要性がある。
- そのためには、地域・産業ニーズに即した雇用の確保・拡大とともに、公労使が認識を共有し、連携して**雇用の「質」の向上**を図ることが重要。
- また、将来の少子高齢化を見据え、女性・高齢者・障害者等が、持てる力を発揮し活躍できる「**全員参加の社会づくり**」を進めるとともに、地域や産業を牽引する「**人材の確保・育成**」を促進する必要がある。
- 県と労働局は「グッドジョブセンターおきなわ」等で連携の基盤がある。

## (2) 雇用対策協定締結の意義

- 全国ネットワークで職業紹介等を行う労働局と、地域に即した雇用対策を行う県が連携を深めることで、**県民ニーズに沿った**総合的な施策の展開を図る。
- 沖縄の課題を共有するとともに、課題に対し県及び労働局が取り組む**施策を整理し、効果的な施策の展開**を図る。
- 県と労働局は**相互に必要な要請**を行うことができることとする。
- 県の雇用施策の推進に資するデータ等を県に労働局が提供する。

## (3) 協定に基づく施策(8本の柱を設定)

### <共同で取り組む施策>

#### (1) 若年者雇用対策

- ・若年者の就業意識の醸成
- ・新卒求人確保に係る企業等への要請
- ・県の「キャリアセンター」と労働局の「新卒応援ハローワーク」との連携等

#### (2) 非正規雇用対策

- ・正社員雇用に向けた企業の意識啓発(セミナー開催、訪問要請等)
- ・正社員雇用や非正規労働者の正社員転換に係る助成金の周知 等

#### (3) 人材育成の推進

- ・地域や産業のニーズに沿った公的職業訓練の更なる推進
- ・平成30年の技能五輪開催に向けた「ものづくり」人材の養成 等

#### (4) 働きやすい環境づくりの推進

- ・過重労働解消など「働き方改革」に向けた機運の醸成
- ・企業の改善に向けた取組に対する各種支援策の周知・広報 等

#### (5) 女性の活躍推進

- ・県「ワーク・ライフ・バランス」認証制度、労働局「くるみん」制度の周知
- ・女性の活躍を推進するための法・制度等の周知啓発 等

#### (6) 障害者・高齢者の雇用対策

- ・障害者雇用に係る周知・啓発
- ・障害者面接会の共同実施
- ・「生涯現役社会」実現に資する支援施策の一体的実施 等

#### (7) 生活困窮者対策

- ・「グッドジョブセンターおきなわ」を拠点に総合的な生活困窮者支援を実施
- ・福祉事務所とハローワークのチームによる就労支援の実施 等

#### (8) その他の施策

- ・大規模倒産事案等への連携対応
- ・労働市場に係る情報の相互提供
- ・雇用・労働に係る調査等への相互協力 等

## (4) 施策の取組・状況協議

- ・雇用対策協定に基づく雇用施策の取組・進捗状況を「運営協議会」で協議



- ・「運営協議会」  
労使団体(県経営者協会・連合沖縄)にもオブザーバーにて参加していただき、意見を反映

## 沖縄県雇用対策協定

### (目的)

第1条 この協定は、産業と雇用の拡大及び雇用の「質」の向上を一層推進することにより、沖縄において「産業」と「雇用」の好循環を実現させ、沖縄経済の持続的発展と県民生活の向上を図るため、沖縄県と厚生労働省沖縄労働局（以下「沖縄労働局」という。）が相互に連携し、各種雇用施策に取り組むことを目的として締結する。

### (事業内容等)

第2条 沖縄県及び沖縄労働局は、前条の目的を達成するため、次の各号について沖縄県及び沖縄労働局で構成する運営協議会において協議するものとする。

- (1) 全国ネットワークで職業紹介等を行う沖縄労働局と、地域に即した雇用対策を行う沖縄県が連携を深め、県民ニーズに沿った総合的な施策の展開を図る。
- (2) 沖縄の課題を共有するとともに、課題に対し沖縄県及び沖縄労働局が取り組む施策を整理し、効果的な施策の展開を図る。
- (3) 沖縄県と沖縄労働局は必要な要請を相互に行うとともに、要請に対して誠実に対応する。
- (4) 沖縄県の雇用施策の推進に資するデータ等を労働局が県に提供する。

### (秘密保持)

第3条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、沖縄県及び沖縄労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。

ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

### (その他)

第4条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、沖縄県及び沖縄労働局が協議して定めるものとする。

### 附 則

この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、沖縄県知事及び沖縄労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年8月20日

沖縄県知事

翁長 雄志

沖縄労働局長

待鳥 浩二

## 「沖縄県雇用対策協定」調印式（平成27年8月20日）



【沖縄県知事・沖縄労働局長 署名】



【「沖縄県雇用対策協定」締結】



【集合写真「みんなでグッジョブ！」】

写真左より：沖縄県商工労働部産業雇用統括監（宮城 行夫）  
沖縄県商工労働部長（下地 明和）  
沖縄県知事（翁長 雄志）  
沖縄労働局長（待鳥 浩二）  
沖縄県経営者協会常務理事（山城 勝）  
連合沖縄事務局長（高良 恵一）  
沖縄労働局職業安定部長（國代 尚章）  
沖縄労働局職業安定部安定課長（城間 邦正）